

心と こころ

ヤングケアラー

公益社団法人
宮城県精神保健福祉協会

ヤングケアラー

宮城県教育委員会スクールソーシャルワーカー

川上芳夫

いま「ヤングケアラー」という用語が急速に社会的に認知されてきています。ヤングケアラーとは、端的に言うと「家族のケアを担っている子どもさん」のことです。具体的に出会う例をあげてみましょう。要介護の祖父母がいて、その介護を手伝ったり、見守りをしている、という取り上げられ方が多いですが、私がこれまで出会っているのは次のような生徒さんたちです。精神的に浮き沈みの激しい母親を支えながら、代わりに家事をしたり、弟や妹の世話をしている生徒さん。父親の暴言・暴力を受け、精神的にダメージを受けている母親の愚痴の聞き役になっている生徒さん。病気やアルコールやギャンブルの問題で家事ができない親に代わって家事や年少のきょうだいの世話をしている生徒さん。障害のあるきょうだいの世話をしたり、話しある親に代わって家事や年少のきょうだいの世話をしている生徒さんで、親の通訳をしたり、きょうだいの学校からの連絡に対応したりしている生徒さん。例をあげるときりがありませんが、このようないい生徒さんたちはみんなヤングケアラーにあてはまると思います。

ヤングケアラーという言葉が聞かれるようになったのはごく最近ですが、ヤングケアラーに相当する存在は昔

からいました。児童相談所の児童福祉司、定時制・通信制高校の教員、特別支援学校の教員、こういった職種の人たちはさまざまな事例を通して、家族の中で保護者と役割を担う子どもたちをたくさん見てきました。私もその一人です。定時制・通信制高校の生徒さんは珍しくない存在ですし、特別支援学校の先生たちも「きょうだい」の問題は大きいと以前から認識していました。生徒さんたちは家庭の多くは、電気、ガスがよく止められたり、借金を抱えていたりとたいへん厳しい経済状況で、多問題家庭です。保護者は時間的にも精神的にも余裕がないのが現実で、日々の生活を成り立たせるだけで精いっぱいで、高校生の生徒さんたちに精神的に（時には経済的にも）頼つていています。使われる制度を使つても到底間に合いません。結局、県外就職などで「家から出る」という選択をすすめる」ことが多かつたと思します。

近年の動きで「ヤングケアラー」という言葉を生徒さんも周囲の友人も「知っている」「聞いたことがある」という状況になってきたことは大きいです。昨年あたりから「私はヤングケアラーなのではないか」という生徒さん自らの相談も出てきましたし、生徒

さんに「あなたがヤングケアラーになつてゐるのではないかということを先生方は心配しています」と言えるようになりました。

つながつてきた生徒さんには「あなたにはあなたの人生がある。家のことは気になるだろうが、あなたがいなければいらないなりに、やつていくしかないと社会的養護という選択肢を提示します。生徒さんは大変躊躇します。やはり生徒さんが決断するのは高校卒業というタイミングです。これまで県外就職を勧めるというパターング多かつたと思いますが、県外の大学等への進学によって「家を出る」という選択肢が出てきました。給付型奨学金制度と授業料減免制度の組み合わせで非課税世帯なら年間180万円を超える支援が受けられるこの制度を使って、県外への進学で家を出る選択肢が広がっています。しかし、保護者の側にすれば、経済的な問題だけではなく、「家庭の中

の資源」を失うことは大きな抵抗があります。高等教育の無償化だけで解決できる問題ではありません。

児童虐待の問題では、社会的に認知

が進むとともに、学校では通告するか否かということに意識が向きがちで、先生方は多忙化の中、生徒さんたちの背景や家庭状況を丁寧に見ることができにくい状況が生まれています。同じ状況がヤングケアラーでの対応で生まれないか、心配しています。学校がこの生徒さんはヤングケアラーではないかと認知しても、

長年積み上がつてきた家族の問題を解決するには時間も手間もかかります。そもそも適切な養育環境があれば、ヤングケアラーにはなりません。ヤングケアラーを本当になくそうとするのであれば、一番最初に考えるべきなのは、今までヤングケアラーたちが人知れず担つてきた労働に対する代替資源を、社会がいかに提供できるかということではないでしょうか。

これまで県外就職を勧めるというパターング多かつたと思いますが、県外の大学等への進学によって「家を出る」という選択肢が出てきました。給付型奨学金制度と授業料減免制度の組み合わせで非課税世帯なら年間180万円を超える支援が受けられるこの制度を使って、県外への進学で家を出る選択肢が広がっています。しかし、保護者の側にすれば、経

れている。例えば、障がいや病氣のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている子どもたちのことで解決できる問題ではありません。

児童虐待の問題では、社会的に認知

が進むとともに、学校では通告するか否かということに意識が向きがちで、先生方は多忙化の中、生徒さんたちの背景や家庭状況を丁寧に見ることができにくい状況が生まれています。同じ状況がヤングケアラーでの対応で生まれないか、心配しています。学校がこの生徒さんはヤングケアラーではないかと認知しても、

長年積み上がりつてきた家族の問題を解決するには時間も手間もかかります。そもそも適切な養育環境があれば、ヤングケアラーにはなりません。ヤングケアラーを本当になくそうとするのであれば、一番最初に考えるべきなのは、今までヤングケアラーたちが人知れず担つてきた労働に対する代替資源を、社会がいかに提供できるかということではないでしょうか。

これまで県外就職を勧めるというパターング多かつたと思いますが、県外の大学等への進学によって「家を出る」という選択肢が出てきました。給付型奨学金制度と授業料減免制度の組み合わせで非課税世帯なら年間180万円を超える支援が受けられるこの制度を使って、県外への進学で家を出る選択肢が広がっています。しかし、保護者の側にすれば、経

日本は、1994年にこの条約を批准した。いまだ条約の実施は不十分であるが、2016年の児童福祉法改正により「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と明示されている。

ヤングケアラーは、近年、こうした成長及び発達のための保護や支援を受けられていないのではないかと指摘されるようになつてきた。

ヤングケアラーは、成人の介護者とライフステージが異なることが指摘されている。18歳未満の介護者は、まだ自分の役割やキャリア等を築いておらず、家庭と学校以外のことほとんど知らない状態でケアに巻き込まれ、葛藤していくことになる。学校生活や進路にも影響を受けてしまう。

日本の子どもの相対的貧困率は高ままであるが、このような家庭は手厚い支援を受けにくいくとも一因というべきである。外部からの支援費用を捻出することが困難なのではないか。

背景には、日本において、子どもを一人の尊厳ある権利主体として尊重することが社会全体の共通認識となつておらず、子どもの権利主体性を踏まえた対策が講じられていないことがある。

1989年、国連で、子どもの権利

条約（以下「条約」という。）が採択され、差別の禁止、子どもの最善の利益の考慮、生命・生存・発達の保障、子どもの意見の尊重が一般原則とされている。

ヤングケアラーについて、弁護士としては、法律上の定義を書きたいところだが、法令上の定義はみあたら

ない。一般には、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をなどを行つて子供の意見を反映させることが困難である。

1989年、国連で、子どもの権利

子供の権利から見た、ヤングケアラー問題

弁護士 庄司 智弥

高橋 芳代子 宇部 雄介

ヤングケアラーについて、弁護士としては、法律上の定義を書きたいところだが、法令上の定義はみあたら

ない。一般には、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話をなどを行つて子供の意見を反映させることが困難である。

1989年、国連で、子どもの権利

条約（以下「条約」という。）が採択され、差別の禁止、子どもの最善の利益の考慮、生命・生存・発達の保障、子どもの意見の尊重が一般原則とされ

ている。

1989年、国連で、子どもの権利

筆者らも、弁護士として法律相談を受ける中で、ヤングケアラー問題に遭遇することが少なくない。先日もあるシングルマザー（Mさん）から相続放棄の相談を受けたが、Mさんの子がヤングケアラーであった。

MさんはAさんとBさんという2人の子がいるが、上のAさんには重い障害がある、意思疎通もままならなかつた。家族の生活を支えるため、Mさんは懸命に働いていたが、一方で、Aさんの介護もしなければならない。そうした家庭環境にあって、Bさんは母Mさんを手伝い、Aさんの介護をしていた。食事をはじめとした自宅での介助ばかりではなく、MさんがAさんを病院に連れて行くときなど、外出の際にもMさんをフォローするべく、一緒に行つていたという。このような生活の中、中学高校のころにはBさんはうつ病になつてしまつた時期があるそうだ。

弁護士への相続放棄の相談をきっかけに、Aさんには成年後見人が就くことになつた。だが、ヤングケアラーであるBさんへの支援という観点でみたとき、果たして、どの時点で何ができるだろうか。少なくとも、後見申立のハードルがもつと低ければ、Aさんに関わる大人がもつと増えて、Bさんにかかる負担を小さくできたかもしれないと思うと、制度の難しさを感じるところである。

ヤングケアラーについては、「心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利」が保障されるよう、介護者としての部分をサポートする必要がある。埼玉県で2020年3月にヤングケアラー支援条例が制定されている法律や条例という観点からも、まだ十分な保障ができるていないのが現状である。

今後、誰がどのようにサポートしていくのか。現行法制が、果たして使いやすいものとなつているのか。アプローチの仕方、把握した後のつなぎ役をどうするか。弁護士としてできることとは何か。課題は多い。仙台弁護士会では、今年の秋ごろシンポジウムを開催できるよう企画を進めている。

子供たちを取り巻く環境は、社会の急速な情報化や新型コロナウイルス感染症等の影響もあり、急激に大きく変化をしています。それに伴い、生徒たちが抱える問題も多様化・複雑化している現状です。また、表出する一つの問題には、その後ろにいくつもの別の問題が絡み合つており、一つの問題を解決しても完全な解決には至らないことがあります。

そういう問題の一つである「ヤングケアラー」の問題は、メディア等でも大きく取り上げられるなど、学校現場でもここ数年で広く認知されるようになりました。令和2年度に厚生労働省が文部科学省と連携して行つたヤングケアラーの調査研究報告（三菱UFJリサーチコンサルティング）によると、全日制の高校2年生の4・1%が「世話をしている家族がいる」ものの、「ヤングケアラーとして自覚している」のは2・3%に留まり、加えて、ヤングケアラーに対する認知度も低く、86・8%が「知らない」と回答しています。一方で、家族の世話をしている生徒の半数程度が「ほぼ毎日」、しかかもかなりの長い時間を世話にあてています。これまで学校では、生徒の

県立高等学校における ヤングケアラーの現状について

宮城県教育庁高校教育課 課長補佐 菅原紀子

ることがわかりました。

このことを受けて、宮城県教育委員会も令和3年9月に、全ての県立高等学校を対象に、学校が認識している範囲の現状を把握するため「ヤングケアラーへの対応に関するアンケート調査」を行いました。この調査において

は、全日制高校0・5%、定時制高校4・4%、通信制高校1・3%にヤングケアラーが存在すると学校では認識していることがわかりました。しかしながら、国の調査報告同様、この調査で見えてきた大きな課題は、家庭の中のことで問題が表に出にくく実態の把握が難しいことに加え、生徒自身やその家族がヤングケアラーという問題を認識していないことがあり、学校として支援をしたいと思つても、家庭の問題にどこまで踏み込んでいいのか線引きがわからない、というものでした。

ヤングケアラーの問題に関して学校の果たすべき役割としては、ヤングケアラーに対する認知度も低く、アラーに該当する生徒たちに「気付く」ということです。学校は生徒たちが一日の大半を過ごす所であることから、「気付く」機会が他よりも多いのは事実です。これまでも学校では、生徒の

観察や面談等をとおしてヤングケアラーに該当する生徒を見つけた際に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐ等の支援を生徒に対して行つてきました。

今後、さらに必要な支援に結び付けるためには、教職員のヤングケアラーへの知識や理解を深め、「気付く」目を養うことが必要だと考えています。当課としましては、昨年度は学校の一番身近な相談窓口として存在する県立高等学校スクールソーシャルワーカーを対象に研修会を開催し、ヤングケアラーに対する支援の在り方について見識を深めていただきました。また、昨年度と今年度の2回にわたり、生徒指導主事研修会等において専門家を講師にお招きし、ヤングケアラーに対する理解と支援について講義いただきました。今後も

教職員に広く理解をしてもらえるよう努めていきたいと考えています。

ヤングケアラーの問題の背景には、

家族の病気、貧困、時には虐待の問題等があるだけでなく、生徒の家族に対する思いや愛情も絡み合い、対応は簡単ではありません。高校生が高校生らしく毎日の生活を送ることができ、前向きに自分の将来について考えることのできる環境を作るためには、学校体制の構築は急務です。

しかしながら、教育現場だけでは十分な支援はできません。県教育委員会といたしましては、今後は県保健福祉部子ども・家庭支援課等の関係機関との横のつながりを一層強めながら、生徒の困り感に寄り添い対応できるよう努めてまいりたいと思います。

うつ病等の精神疾患を患う親と一緒に暮らしている子どもたちの中にも、不登校状態になる子がいます。子どもは、自分が学校にいる間に親が自死してしまうのではないかと心配で、家を離れられなくなっているのです。また、親の障害・疾患についてよく分からないままケアを担っている子どもたちもいます。こうした子どもたちに、親の疾患・障害について医師等から説明を受ける機会を保障する必要があります。

心理療法の一つである家族療法にはペアレンタル・チャイルドという概念があり、日本語では「親代理の子ども」と呼びます。これは、何らかの理由で親がその機能を果たすことが難しい場合に、年長の子どもが親代わりの機能を果たしている状態を指します。ペアレンタル・チャイルドは親の代わりに家事をこなして家庭が崩壊しないよう頑張つており、その献身と努力は涙ぐましいものですが、やはりこうした状況下では子どもが子どもらしさを発揮したり、親に甘えて愛情を受ける機会

を喪失していくことになります。その影響は、この子たちがもう少し成長した時に様々な心理的問題として表出することがあります。

さらに、障害のある兄弟姉妹をもつのです。こうした子どもたちは、学校に登校したくともできない状況になってしまっており、教育を受ける権利が侵害されている状態にあると言えます。

「きょうだい児」もヤングケアラーと言えるでしょう。「きょうだい児」という表現には、その子自身の特徴や個性が二の次にされてしまっているという意味も込められています。きょうだい児たちは、親から「良い子」「手のかからない子」であることを求められたり、またはその子自身そうあらねばならないと考えて、子どもらしく振舞うことができない子ども時代を過ごしていることがあります。こうしたことから、自分自身の思いを表明したり、自分らしく生きる権利が損なわれていると言えます。

以上の例では、子どもの権利が侵害

されている可能性があります。子どもの権利条約では、おおまかに「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が謳われています。このうち、「育つ権利」と「守られる権利」は、ヤングケアラーの子どもたちにとって侵害されやすい権利です。

このように、ヤングケアラーという概念は、従来から臨床現場で用いられてきたいくつもの概念と重なるものと考えられます。しかしヤングケアラーという概念が世間一般に広く認知されたことのメリットは、まず、こうした

私たち臨床心理士は、病院の心理士、学校のスクールカウンセラー、児童相談所等の公的機関の心理職、企業内の相談室、私設カウンセリングルームなど、様々な領域・職場で働いています。なかでも、子どもの

支援に関わる領域で働く心理士は、ヤングケアラー問題と必ず出会うことになります。

例えば、多くのスクールカウンセラーやが関わる相談に不登校問題が挙げられますが、学校に登校していくな

ヤングケアラーの子どもたちが想像よりも数多く存在することを知らしめたことです。また、こうした子どもたちには医療的ケアや心理的支援だけではなく、福祉的支援や権利擁護・権利回復も必要という気づきもたらされたと考えられます。心理

士には、こうした子どもたちの権利侵害に気づく感度の高さや、その権利回復のため活動するアドボカシーが求められる時代となつてると感じます。ヤングケアラーの子どもたちの、声にならない思いに気づくことのできる専門職でありたいものです。

ヤングケアラーの現状と支援者の役割とは

宮城県精神保健福祉士協会 三品竜浩

1. ヤングケアラーとは

ヤングケアラーと呼ばれる人たちがいます。厚労省の定義では、障害や病気のある家族を、大人が担うようなケア責任を引受け、世話や介護、感情面でサポートし支える18歳未満の子供を指します（図1）。その実態は最近ようやくフォーカスが当たり始めましたが、これまで、その存在は、ほとんど支援の対象として見られていなかつた実態⁽¹⁾があります。

2. 見えにくい存在

ヤングケアラーの調査⁽²⁾で実態把握をしていない理由について、「家族内のことでの問題が表に出にくく、実態の把握が難しい」が81・8%と最も高く、次いで「ヤングケアラーである子ども自身やその家族が「ヤングケアラー」という問題を認識して

いない（66・8%）、「虐待などに比べ緊急度が高くないため、『ヤングケアラー』に関する実態の把握が後回しになる（36・0%）」とあり、周囲から見えにくく、かつ、ケアラー当事者も自身の状況が当然になり、支援に行きつかない状況が浮き彫りになっています。

また、個人的な推論ですが、ヤングケアラーが一定数存在する背景の一つに、日本における障害者の家族同居率の高さ⁽³⁾も一因していると考えられます。65歳未満の障害者手帳所持者の家族同居率（図2）は、「子弟と暮らしている（19・0%）」「兄弟姉妹と暮らしている（23・1%）」、精神障害者（図3）の場合、「子弟と暮らしている（15・5%）」「兄弟姉妹と暮らしている（19・5%）」とあり、このなかにもヤングケアラーは、少なく

ない割合で一定数存在すると考えられます。

3. 「相談できる人がいない」という悩み

こうした数値上の実態からでも、支援者や支援機関におけるヤングケアラーの「つながりにくさ」には、構造

的な原因があると思われます。NHKは、ヤングケアラー当事者1000人にアンケート⁽⁴⁾を行ったところ、家族の介護や世話に関する相談経験について、「相談したことはない」「あまり相談していない」と答えたのは、合わせ

ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話をや見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



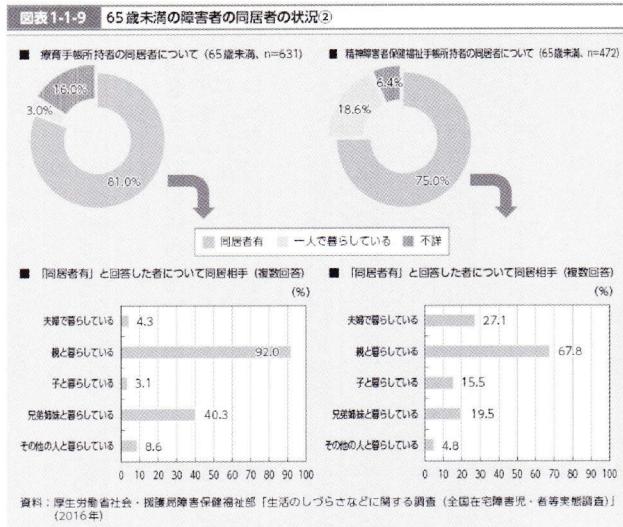
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



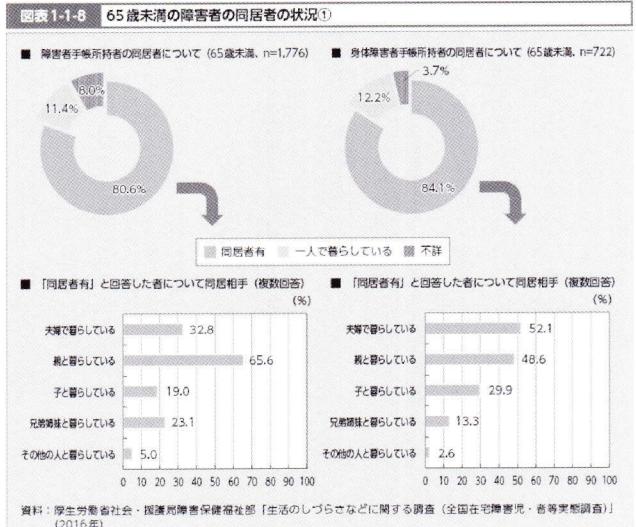
障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

【図3】



【図2】



いう想像力が求められます。日本精神保健福祉士協会では、「子どもと家族の相談窓口」というメールによる相談事業⁽⁵⁾を2020年5月から実施しています。この事業を立ち上げた杏林大学の加藤教授は、「この相談窓口は2年弱で、およそ400件以上の相談が寄せられました。大人も子どもも、まだまだコロナ禍で気軽に人と会えない日々が続いていますよね。だから家の中でも起きている困りごとや悩みごと、ゲチを吐き出場所がそもそも少ないから、

4. できるいじとは何か

私達が日々関わる現場では、直接かかわる当事者だけではなく、その向こう側に、ケアラーという人たちが存在し、支援を必要としていると

【図4】相談・九経験

【図4】相談した経験	
日常的に相談	11%
たまに相談	16%
あまり相談せず	17%
ほとんど相談せず	26%
全く相談せず	30%

【圖二】相談人理由（上左一、中）理由

【図5】相談しない（しなかった）理由	
相談しても意味がない	29%
他人には相談しづらい	28%
自由記載	
相談できる人がおらず相談したら親に怒られると思った 周りに気づかれたくなかった 自分が我慢すればよい	
家族の状況を周りに話すなど言われていた	

三十四 分布式系统

- 引　用・参考文献

 - (1) 一般社団法人日本ケアラー連盟「ヤングケアラー」イラスト <https://carersjapan.com/copyrighted-work/> 最終アクセス日：2022年8月28日
 - (2) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング「令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業『ヤングケアラー』の実態に関する調査研究報告書」、令和3年3月
 - (3) 平成30年厚生労働省「图表1-1-8 65歳未満の同居者の状況①」
「图表1-1-9 65歳未満の障害者の同居者の状況②」
 - (4) NHK「ヤングケアラー当事者への調査“SOS出せない”実態浮き彫りに」
2022年5月8日19時49分記事
<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20220508/k10013615611000.html>
最終アクセス日：2022年8月23日
 - (5) 日本精神保健福祉士協会「子どもと家族の相談窓口（Eメール対応）」
窓口 https://www.jamhsr.or.jp/consultation_counter/
 - (6) なかまるあるH P「押しつけられる『ヤングケアラーの枠』見つけるだけで終わらせないために」<https://nakamaruaru.asahi.com/article/14671684>
最終アクセス日：2022年8月23日

どんどん追い詰められて不安になつてしまふ。大人だけではなく、10代の子どもたちや20代の若者からの相談も多岐に亘ります。連絡が来るのは大体深夜で、「ヤングケアラー」と述べ、かつ、「今は社会がヤングケアラーを見つけることに力が入っていて、見つけたあとの支援や相談窓口は圧倒的に足りていらない。」と主張します⁽⁶⁾。

私自身もこの事業でメール作成とコーディネーターを担っていますが、返信メールの内容に気を使いながら地元の支援機関に結びつくよう、特に注意を払つて作成しています。その内容は緊急性の高いものありますが、その多くは日常的な心配や不安、育児に

おけるつらさ等であり、当たり前の悩みを支援者に相談できていない結果を感じます。そのため、返信内容の多くは、状況への受容と共感にはじまり、学校やスクールソーシャルワーカー、子育て支援センター、地元の保健師等への相談を勧めて行くことが多いです。各地では、同様の活動が試みられており、今後もさらに求められていくでしょう。

私たちは、ヤングケアラーにという状況に置かれた人たちが、必要な支援の網に「つながれない」理由について考え、そのサインを見落とさず、できることを模索する機会になればと思いま

「ヤングケアラー」

（スクールソーシャルワーカーの視点から）

スクールソーシャルワーカー 山本操里

宮城県内のスクールソーシャルワーカー（以下、SSW）は、2008年度から配置され始め、現在ではすべての市町村で活動するまでに広がった。SSWは、不登校や福祉に関する専門性をもつ職である。小・中学校、高等学校等を活動拠点としつつも、必要に応じて家庭や関係機関に出向くことも多く、家庭・学校・地域の間を橋渡しする役割を担っている。SSWを中心とした支援体制を整えるために活動するいじめ、児童虐待、貧困等、様々な状況にある子どもたちの学校や家庭の生活環境を整えるために活動する福祉に関する専門性をもつ職である。

心配の声が学校から寄せられることもあるが、「欠席が増えてきた子が多い」「学校生活に集中できない子がいる」等といった学校の先生方からの相談が支援の契機となる。実際に、子どもたちとの面談等を進めていくと、同居する祖父や祖母の介護が：とか、精神的な不調を繰り返している親が：、共働きで忙しい保護者に代わって幼いきょうだいを：等といった状況が、ぽつりぽつりと語られてくることがある。とても大変な状況であろうと周囲の大人たちが思つても、子どもたち自身による現状の受け止め方は様々である。ある中学生の子に、筆者は一緒に手立てを考えていこうと伝えたことがあつた。すると「自分の状況を解つてもらえていればそれでいい、今の状況を変えてほしいわけではないから。」という言葉が返ってきた。また、ある高校生の子は、祖父の介護者としての役割の他に、社会不安が強いために外出が困難な保護者に代わって医療機関や行政との窓口役を担つて、「ヤングケアラーなのでは…」という

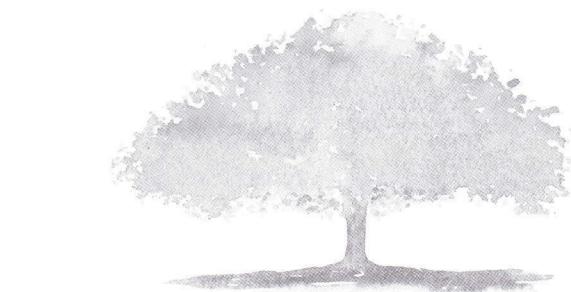
いた。高校の出席日数不足や単位修得が困難かもしれないという懸念事項が明らかとなつた段階で、ようやく相談に繋がつた。

一人ひとりの状況は異なつていても、どの子も皆、家族を大切に思う強い気持ちを持っている。SSWをはじめとする支援者側の勇み足で子どもたちが傷つかないようにも注意しつつ、ヤングケアラーという側面をもつ子どもたちの複雑で繊細な思いに寄り添うことの大切さと難しさを痛感している。

SSWが行う支援はどのようなものか。子どもや保護者から話を聴き了解を得た上で、学校の先生方やスクールカウンセラー等の専門職、あるいは地域の関係機関との協力関係を構築したりしながら、学校内外での支援体制を整えていく。例えば、学校では先生方と共に、家族の世話で欠席しがちな子ども們の学習の遅れを補うための対応を検討したりする。欠席が続いていることをすら気おくれしている子どもに対する対しては、登校時間をずらしたり、教

室以外の場所で学べるような手立てを考えたりもする。あるいは、関係機関に出向きながら、家庭への支援として介護や障害福祉サービス、生活保護の活用の可能性を探ることもある。しかし一方では、子ども自身や家族の考え方、現行の制度上の限界などで、具体的な対応策を講じられず、情報提供に

橋渡しする役割を担つていていることから、しばしば「繋がりをつくる人」と言われることがある。筆者はこの言葉を、子どもたちの“今この時”に必要な繋がりと、“これから将来”への繋がりという、2つの意味合いで捉えている。子どもたちの今とこれからを支援する一人として、「ヤングケアラー」という社会問題にどう向き合っていくか、責任の重さを感じている。



相談機関一覧

●宮城県保健福祉事務所

名 称	住 所	電話番号
仙南保健福祉事務所 (母子・障害班)	989-1243 柴田郡大河原町字南129-1	0224-53-3132
仙台保健福祉事務所 (母子・障害第二班)	985-0003 塩竈市北浜4-8-15	022-365-3153
仙台保健福祉事務所 岩沼支所 (地域保健班)	989-2432 岩沼市中央3-1-18	0223-22-2189
仙台保健福祉事務所 黒川支所 (地域保健班)	981-3304 富谷市ひより台2-42-2	022-358-1111 (代)
北部保健福祉事務所 (母子・障害第二班)	989-6117 大崎市古川旭4-1-1	0229-87-8011
北部保健福祉事務所 栗原地域事務所 (母子・障害班)	987-2251 栗原市築館藤木5-1	0228-22-2118
東部保健福祉事務所 (母子・障害班)	986-0861 石巻市あゆみ野5-7	0225-95-1431
東部保健福祉事務所 登米地域事務所 (母子・障害班)	987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	0220-22-6118
気仙沼保健福祉事務所 (母子・障害班)	988-0066 気仙沼市東新城3-3-3	0226-21-1356

●仙台市各区保健福祉センター (問い合わせ先 保健福祉センター：障害高齢課 総合支所：保健福祉課)

名 称	住 所	電話番号
青葉区保健福祉センター	980-8701 仙台市青葉区上杉1-5-1	022-225-7211 (代)
青葉区宮城総合支所	989-3125 仙台市青葉区下愛子字観音堂5	022-392-2111 (代)
宮城野区保健福祉センター	983-8601 仙台市宮城野区五輪2-12-35	022-291-2111 (代)
若林区保健福祉センター	984-8601 仙台市若林区保春院前丁3-1	022-282-1111 (代)
太白区保健福祉センター	982-8601 仙台市太白区長町南3-1-15	022-247-1111 (代)
太白区秋保総合支所	982-0243 仙台市太白区秋保町長袋字大原45-1	022-399-2111 (代)
泉区保健福祉センター	981-3189 仙台市泉区泉中央2-1-1	022-372-3111 (代)

●精神保健福祉センター

名 称	住 所	電話番号
宮城県精神保健福祉センター	989-6117 大崎市古川旭5-7-20	0229-23-0021 (代)
仙台市精神保健福祉総合センター (はあとぼーと仙台)	980-0845 仙台市青葉区荒巻字三居沢1-6	022-265-2191 (代)



心のケアセンター
Miyagi Disaster Mental Health Cara Center

◆基幹センター □地域支援課 □総務課

〒980-0014 仙台市青葉区本町二丁目18-21 鹿島定禪寺ビル3F

TEL : 022-263-6615 FAX : 022-263-6750

□石巻地域センター

〒986-0850 石巻市あゆみ野5-7 宮城県石巻合同庁舎5F

TEL : 0225-98-6625 FAX : 0225-98-6628

□気仙沼地域センター

〒988-0066 気仙沼市東新城3-3-3 宮城県気仙沼保健福祉事務所2F

TEL : 0226-23-7337 FAX : 0226-25-9881

協会事務局 〒989-6117 宮城県大崎市古川旭5丁目7-20 宮城県精神保健福祉センター内

電話 : 0229-23-0021(代)

FAX : 0229-23-0388

E-mail : miyagi.sehofuku.kyoukai@r7.dion.ne.jp